国見町告示第51号

国見町農林業振興事業に係る新規狩猟免許取得支援事業実施要領の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和8年5月1日

国見町長　村　上　利　通

国見町農林業振興事業に係る新規狩猟免許取得支援事業実施要領の一部を改正する告示

国見町農林業振興事業に係る新規狩猟免許取得支援事業実施要領（平成25年国見町告示第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国見町農林業振興事業に係る新規狩猟免許取得等支援事業実施要領

第1条中「新規狩猟免許取得」の次に「等」を加える。

別表中「

1　網猟免許取得支援 2　わな猟免許取得支援	1　申請は各免許1回限りとする。 2　補助対象経費は、狩猟免許受験手数料、県猟友会が開催する初心者狩猟免許講習会受講料とする。 3　申請書には、取得した狩猟免許証の写し、領収書の写し等の経費を証する書類並びに納税証明書を添付すること。	予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1で15,000円を限度とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

	4　免許取得後は、町の野生鳥獣による農作物被害の防止活動に協力すること。	

」を「

1　網猟免許取得支援 2　わな猟免許取得支援 3　第1種猟銃免許取得支援 4　第2種猟銃免許取得支援	1　申請は各免許1回限りとする。 2　補助対象経費は、狩猟免許受験手数料、県猟友会が開催する初心者狩猟免許講習会受講料とする。 3　申請書には、取得した狩猟免許証の写し、領収書の写し等の経費を証する書類及び納税証明書を添付すること。 4　免許取得後は、町の野生鳥獣による農作物被害の防止活動に協力すること。	予算の範囲内で、補助対象経費の全額を補助する

」に改め、同表に次のように加える。

1　銃器購入 2　銃器保管庫等購入（ガンロッカー・装弾ロッカー等）	1　申請は、免許取得後1回限りとする。 2　翌年度から実施隊として活動すること。 3　税の滞納がないこと。	予算の範囲内で、補助対象経費の5分の4以内で、250,000円を限度とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。